

外国人技能実習生入国後講習における外部講師（介護）の
派遣業務委託仕様書

1 件名

外国人技能実習生入国後講習における外部講師（介護）の派遣業務委託

2 履行期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日（1年間）

3 履行場所

アイム・ジャパン トレーニングセンター1号館、2号館、3号館

1号館 埼玉県春日部市中央2-20-1

2号館 埼玉県春日部市中央2-21-10

3号館 埼玉県春日部市大畑7-3（予定）

4 実習生予定人数

1回の入国につき

（インドネシア、ベトナム、タイ、バングラデシュ、スリランカ、ほか）

1クラスあたり 15～20名

年間最大11回

5 委託業務内容

外国人技能実習生に対し介護導入講習（実習）を行う。

- (1) 介護の基本 I・II
- (2) コミュニケーション技術
- (3) 移動の介護
- (4) 食事の介護
- (5) 排泄の介護
- (6) 衣服の着脱の介護
- (7) 入浴・身体の清潔の介護

6 講習日程

1回の入国につき

- ① 1クラス42時間（8：00～12：00、13：00～17：00の間で行う）
- ② 当機構が指定する予定表による
- ③ 1～2クラス

7 派遣人員

2名

- ・介護福祉士養成施設の教員として、介護の領域の講義を教授した経験を有する者
- ・福祉系高校の教員として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者
- ・実務者研修の講師として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者
- ・初任者研修の講師として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者
- ・特例高校の教員として、生活支援技術等の講義を教授した経験を有する者

8 業務実施条件

- (1) 当機構が用意するテキスト、福祉用具を用いて実習行う。ただし、外国人技能実習生の学習状況に応じて補助教材が必要な場合は受託者が用意すること。
- (2) 講師の都合により欠員が生じた場合に、代替員を派遣できること。
- (3) 日本語で講義および実習を行う。

9 入札参加資格

- (1) 本社又は支店が東京都、埼玉県に所在していること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

10 提案書の作成

別紙様式に従い、次の要件を具体的に記載すること。

※提出後の記載内容の変更は認めない。

- (1) 会社概要および類似業務実績（別紙1）
- (2) 業務従事予定者の経歴および専任性（別紙2）
 1. 主たる職歴、保有資格等
- (3) 提案書（別紙3）
 1. 介護導入講習（実習）の指導方針・指導ポイント
 2. 業務従事者に対する研修体制、内容
 3. 欠員対応入札書の作成

11 入札書の作成

入札書には、日本語で1講師が1講義（4時間を1単位とし、1日2単位）の1時間あたりの金額（交通費込、消費税別）を記載する。

12 提案にあたっての注意事項

- (1) 見積及び提案書作成に関する一切の費用は、見積者側の負担とします。
- (2) 提出された関係書類の権利は委託者側に属するものとし、返還はいたしません。
- (3) 共同企業体、保証会社擁立でのお申し込みは不可とします。
- (4) 提出書類に虚偽の記述があった場合は、その時点をもって失格といたします。
- (5) 公募状況、選定理由、選定結果は公表いたしません。また、選定後の異議申し立ては一切認めません。
- (6) 提案書の提出後、記載された内容の変更、差し替えは認めません。また、原則

として提案書に記載した業務従事予定者は変更できません。ただし、病気休暇、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、当該従事者と同等以上の従事者であると当機構が認める者に限ります。

- (7) 契約にあたっては、審査の結果選定された提案書のすべてを採用するものではありません。